

議案第17号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するとともに、国民健康保険の財政基盤の安定を図ることを目的として、被保険者の国民健康保険税の負担を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条第1項中「100分の6.10」を「100分の6.20」に改める。

第5条中「2万1,600円」を「2万4,000円」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「18,800円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「9,400円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「14,100円」を「14,250円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.20」を「100分の2.25」に改める。

第7条の2中「7,800円」を「9,000円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,250円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「4,875円」に改める。

第8条中「100分の2.00」を「100分の2.15」に改める。

第9条の2中「8,700円」を「9,700円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「6,300円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第1号ア中「15,120円」を「16,800円」に改め、同号イ(ア)中「13,160円」を「13,300円」に改め、同号イ(イ)中「6,

580円」を「6,650円」に改め、同号イ(ウ)中「9,870円」を「9,975円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,300円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,550円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,275円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,413円」に改め、同号オ中「6,090円」を「6,790円」に改め、同号カ中「3,850円」を「4,410円」に改め、同条第2号ア中「10,800円」を「12,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,400円」を「9,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「4,750円」に改め、同号イ(ウ)中「7,050円」を「7,125円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,500円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,250円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,625円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,438円」に改め、同号オ中「4,350円」を「4,850円」に改め、同号カ中「2,750円」を「3,150円」に改め、同条第3号ア中「4,320円」を「4,800円」に改め、同号イ(ア)中「3,760円」を「3,800円」に改め、同号イ(イ)中「1,880円」を「1,900円」に改め、同号イ(ウ)中「2,820円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,800円」に改め、同号エ(ア)中「1,320円」を「1,300円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「650円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「975円」に改め、同号オ中「1,740円」を「1,940円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,260円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第8項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定、第6条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）及び第23条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める部分及び「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改

正後の北名古屋市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。